

社会福祉法人 富士宮福社会行動計画

職員が仕事と生活を調和させ、能力を最大限に発揮できる雇用環境を整備するため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日 ～ 2026年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業取得に関する社内規則など仕事と生活の両立に関する諸制度の周知や育児休業中のフォローを行う。育児休業については女性が100%を達成しているため、今後は男性職員に対する啓発活動に注力したい。

〈対策〉

- 2023年4月～ 育児休業を取得する職員に情報提供（各種会議を通じて）特に該当する男性職員に対し制度説明を行う。
- 2023年4月～ 制度の詳細については該当職員に対し個別で制度説明を行う。

目標2：年次有給休暇の取得を促進する。

《対策》

- 2023年4月～ 有給休暇取得状況をリーダー会議で報告し、職員に年次有給休暇の取得を促す。